

新市建設計画の策定の方針について（案）

1 計画策定の根拠及び内容

市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

また、市町村建設計画を基礎としてさまざまな財政措置が講じられることとなっています。

合併特例法では、市町村建設計画の作成を市町村合併の要件とはしていませんが、このような新市建設計画の重要性から、合併協議会によって、作成される必要があると考えられています。

市町村建設計画の具体的な内容は、あくまで合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法第5条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されています。

【Q & A市町村合併ハンドブック《第2次改訂版》】(市町村自治研究会編)

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）(抄)
(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

策定方針（素案）

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく市町村建設計画（新市建設計画）を策定するものとします。

新市建設計画においては、新市のまちづくりの基本方針を定めるとともに、新市及び愛知県が実施するまちづくりの根幹となるべき主要事業や特徴的な事業等の施策を掲載します。

新市建設計画においては、公共的施設等の統合整備に関する基本的な方針を明らかにするものとします。

新市建設計画には、計画期間を対象とする財政計画を盛り込むこととします。

2 計画の期間

市町村建設計画の期間（事業計画期間、財政計画期間、公共施設の統合整備の期間）は法律上定められていないが、最近の合併の事例をみると、おおむね 5 年ないし 10 年である。これは、新市町村が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間として最低 5 年は要すると一般に考えられているためである。

近年の合併の事例はその期間を 10 年とするものが多い。これは、平成 11 年の法律改正により、市町村建設計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度及びこれに続く 10 年度、合併特例債が充てられることとされたこと（合併特例法第 11 条の 2）、地方交付税の算定特例の期間が 5 年から 10 年に延長されたこと（合併特例法第 11 条）など、財政措置上の理由もある。

一方、期間が 10 年の場合は、年を経るほど乖離が大きくなる可能性があるので、例えば 5 年ずつ前期計画と後期計画に分け、具体的施策については前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費、財政計画については適正な時期に見直しを行うとした事例もある。

いずれにせよ、計画の期間は、その精度にも留意しつつ、真に新市町村の合併後のよりどころとなるよう、各地域の実情に合わせて決定する必要がある。

【合併協議会運営の手引～市町村合併法定協議会運営マニュアル～】（総務省）

【例】

新潟市	平成 13 年 1 月 1 日合併（編入）	10 年間
西東京市	平成 13 年 1 月 21 日合併（新設）	10 年間
潮来市	平成 13 年 4 月 1 日合併（編入）	10 年間
さいたま市	平成 13 年 5 月 1 日合併（新設）	5 年間
静岡市	平成 15 年 4 月 1 日合併（新設）	10 年間
田原市	平成 15 年 8 月 20 日合併予定（編入）	10 年間

策定方針（素案）

新市建設計画の計画期間は、合併年度及びこれに続く 10 年度間とします。

17.3.1 合併の場合には、平成 16 年度（3 月以降）～26 年度

3 計画の対象地域

編入合併の場合は、その対象地域をどうするか、というのも判断のしどころです。法律上の解釈としては、少なくとも編入される区域における建設の基本方針を示せばよいとされているからです。例えば、新潟市・黒埼町の合併では、編入される黒埼町地区のまちづくりとの位置付けで対象地域を限定しましたが、牛堀町・潮来町の合併では編入される牛堀町にとどまらず、両町にまたがる新市建設計画としました。これは、編入する市町村と編入する市町村の規模の違い、合併後のまちづくりの方針の違い等によるものと思われませんが、その地域の実情に応じて判断することになります。

【合併協議会運営の手引～市町村合併法定協議会運営マニュアル～】（総務省）

策定方針（素案）

新市建設計画の対象地域は、1 市 2 町の全域とします。

4 計画策定に当たっての留意事項

計画が単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画にすべきである。

計画の内容が実現困難なものとなったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきである。

合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新市町村の建設を進めるための推進基盤を確立する。

市町村建設計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるといった役割を担っているとともに、併せて組織及び運営の合理化を図る必要がある。

合併に伴う役場庁舎等の廃止等により寂れてしまうことが懸念される地域について、振興整備等の方策が特に市町村建設計画に明確に位置づけられるべきである。

【合併協議会運営の手引～市町村合併法定協議会運営マニュアル～】(総務省)

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)(抄)

第5条

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

策定方針(素案)

1 市2町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重するとともに、各地域の持つ自然、歴史、文化等の特徴を活かし、1市2町全体の住民福祉と活力の向上を目指します。

新市の均衡ある発展を目指すものであることとします。

新市民の交流・連携が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指します。

新市建設計画には新市のまちづくりにおいて真に必要な事業等を位置づけることとするなど、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画づくりを目指します。

5 新市総合計画との関係

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない（地方自治法第2条第5項）。ここにいう基本構想やこれに基づく総合計画等については、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるべきものでなければならぬため、合併後の市町村は、この基本構想の策定に着手することになる。

一方、市町村建設計画は、合併関係市町村のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成、変更するものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して合併市町村の将来に対するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるものであって、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

したがって、合併後の市町村が基本構想を策定するに当たっては、旧市町村が合併をするための判断材料であった市町村建設計画を尊重し、その趣旨・内容等を活かした形で審議することが適当である。

【合併協議会運営の手引～市町村合併法定協議会運営マニュアル～】（総務省）

策定方針（素案）

新市建設計画は、その性格上、新市の全分野に渡る個別の施策を網羅するものではありません。

新市において取り組まれる新市全体を対象とする総合計画の策定に当たっては、新市の行政全般にわたる施策について、新市建設計画の趣旨・内容に添いながら、審議・検討されることが必要です。

1市2町総合計画目次一覧表

第4次稲沢市総合計画		第3次祖父江町総合計画		第3次平和町総合計画		西東京市建設計画	
序論	<p>1 総合計画策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合計画策定の趣旨 2. 計画の役割 3. 計画の構成と期間 <p>2 稲沢市の基礎的条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 稲沢市の姿 2. まちのあゆみ 3. 社会経済動向 4. 計画策定の新たな視点 5. まちづくりに対する市民の意向 	総論	<p>1 計画の策定方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の性格と役割 3. 計画の構成と期間 <p>2 祖父江町の特性と発展課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 祖父江町の明日に生かす特性 2. 町民が求める祖父江町の姿 3. 祖父江町を取り巻く潮流 4. 祖父江町の発展課題 	序論	<p>1 総合計画とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合計画策定の目的 2. 計画の構成と期間 <p>2 計画の背景</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合計画策定の目的 2. 位置・概況 	1 序論	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併の必要性 2. 計画策定の方針 <p>2 市の概況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 位置と地勢 2. 気候 3. 面積 4. 人口
基本構想	<p>1 将来都市像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 将来都市像 2. まちづくりの基本方向 3. 将来人口 4. 土地利用方針 <p>2 施策の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境にやさしく安全なまち 2. 活力ある未来をひらくまち 3. ゆとりと生きがいのあるまち 4. 安心して元気に暮らせるまち 5. 市民が自立し活躍するまち 	基本構想	<p>1 まちづくりの基本理念</p> <p>2 祖父江町の将来像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 将来像と基本目標 将来像 将来像実現のための基本目標 2. まちづくりの基本指標 人口と世帯 就業構造 3. 土地利用の方向 <p>3 施策の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 美しく快適なそぶえ 2. たさしく健やかなそぶえ 3. 個性と創造性が光るそぶえ 4. 豊かで躍動するそぶえ 5. 定住と交流を育むそぶえ 6. 共につくるそぶえ <p>4 未来を築く重点戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> 重点戦略1 重点戦略2 重点戦略3 重点戦略4 	基本構想	<p>1 将来像を考える</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 21世紀へのまちづくり 2. 将来像の実現を求めて 3. 将来の目標人口 4. 土地利用の構想 <p>2 施策の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施策の大綱の構成 2. 施策大綱のめざすもの すみやすく快適な生活環境を築こう やすらかで安心して暮らせるまちをつくろう 思いやりにあふれた健康な地域社会を築こう 人が集い、ふれあうまちづくりを進めよう 活気と魅力ある産業づくりを進めよう 生きた教育で豊かな人づくりを進めよう <p>3 基本構想の実現をめざして</p>	3 主要指標の見通し	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人口 2. 世帯 <p>4 新市建設の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新市建設の基本理念 2. 新市の将来像 地域の中で支えあう福祉のまち 環境にやさしく美しいまち 若者を育てるまち 安全で快適なまち さまざまな産業が育つまち 市民が参加する活力あるまち 3. 将来像を実現するための基本的考え方 市民参加のまちづくり 生活圏を重視したまちづくり 仕組みを重視したまちづくり 重点施策によるまちづくり
基本計画	<p>1 総論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の基本指標 2. 土地利用構想 3. 重点施策 <p>2 各論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境にやさしく安全なまち 2. 活力ある未来をひらくまち 3. ゆとりと生きがいのあるまち 4. 安心して元気に暮らせるまち 5. 市民が自立し活躍するまち 6. 計画推進のために 	基本計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 美しく快適なそぶえ 2. たさしく健やかなそぶえ 3. 個性と創造性が光るそぶえ 4. 豊かで躍動するそぶえ 5. 定住と交流を育むそぶえ 6. 共につくるそぶえ 	基本計画	<p>1 土地利用計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地利用の課題と方針 2. 都市拠点の形成 3. 用途別土地利用計画 <p>2 分野別計画</p> <ol style="list-style-type: none"> すみやすく快適な生活環境を築こう やすらかで安心して暮らせるまちをつくろう 思いやりにあふれた健康な地域社会を築こう 人が集い、ふれあうまちづくりを進めよう 活気と魅力ある産業づくりを進めよう 生きた教育で豊かな人づくりを進めよう <p>3 計画推進のために</p>	5 新市の施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の中で支えあう福祉のまち 2. 環境にやさしく美しいまち 3. 若者を育てるまち 4. 安全で快適なまち 5. さまざまな産業が育つまち 6. 市民が参加する活力あるまち <p>6 新市における東京都事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東京都の役割 2. 新市における東京都事業 <p>7 公共施設の統合整備</p> <p>8 財政計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前提条件 2. 歳入 3. 歳出